



## 混合廃棄物の扱いは注意が必要！ 〈環境省の疑義解釈通知の意義〉

### 1. はじめに

産業廃棄物は20種類に分類されている。事業活動に伴い排出される廃棄物は、業種が特定されているものと、あらゆる事業活動により排出される物の二つに分類される。

ところが、上記の分類以外に「混合廃棄物」という概念があり実務的には頻繁にかつ重宝に使用されている。

### 2. 「混合廃棄物」とは何か

排出時に産業廃棄物の中で複数が分離不可分の混合状態で排出された場合に、総体として「混合廃棄物」と定義されている。

マニフェスト伝票も一品種一枚の原則の例外として一枚のマニフェスト伝票にて混合廃棄物と記載し運用することが容認されている。実例は建設系のマニフェスト伝票。

### 3. 具体例は何か

実務的には、建設系の廃棄物で建築物の解体又は新築等により排出された物が主だが、自動車の解体に伴い排出された物、中古パソコン、展示廃棄物など該当するものが少なく無い。

### 4. 中間処理の方法は

複数の産廃物が混合状態の物は、混合状態では埋立、焼却などの処理基準に合わないと処理が困難となる。そのため多くの廃棄物処理施設では破碎、切断などの処理工程を通して産廃物を分解し種類別に選別する工程を設けている。

### 5. 選別方法は

資源化リサイクルが廃棄物処理の主要課題となっている現在では、多種多様な選別方法が開発され導入されている。

例えば比重差選別、篩による粒度選別、鉄類の磁力選別、アルミの磁場選別、赤外線を使用した選別、風力選別、最も多用されている人間の眼と手による選別などなど。

### 6. 分解された物、選別された物の位置付け

廃棄物処理法における中間処理の定義は、「物理的、化学的又は生物学的な手段によって変化を与える行為」とされる。

分解と選別はこの変化を与える行為ではなく物体を分離と分類する行為である。

そのため法律制定時より「分解又は選別」の行為により発生した物は、中間処理後産業廃棄物とは認められていなかった。

### 7. 環境省疑義解釈通知の意義は？

千葉県環境生活部長からの法令上の疑義につき照会した内容に環境省が文書で回答した。詳しくは別紙を参照してください。

内容は、①中間処理施設にて「分解又は選別」により発生した廃棄物は当該中間処理の処分には当たらず、搬入したものを処分せずにすべて搬出しているため収集運搬業の許可のみを取得すれば良い。

②混合廃棄物の処理にかかる許可は、

中間処理施設にて混合廃棄物を搬入し、選別後に一部を処分、残りを売却及び（他の業者に）処分委託する場合も、中間処分の許可のみで対応できる。

### 8. この通知の効果と影響

従来から中間処理施設にて行う分解、選別行為が法令上グレーな存在であった。すなわち無許可処理又は違法な再委託とみなされかねないとの不安があった。

この疑義解釈通知を目にした処理業者は、これこそ中間処理業者のバイブルと歓喜の声が出たほどです。

ただし、この通知の処理を行う場合、行政によっては限定的な扱いがされる場合がある。

